

# 欧州におけるパテントプールの現状及び競争政策について

小山 泰正<sup>(\*)</sup>

- I. はじめに
- II. パテントプールの意義
- III. パテントプールの問題
- IV. EC 競争法とパテントプール
- V. EU におけるパテントプールの現状
- VI. 終わりに

## I. はじめに

パテントプールの歴史は非常に古く、既に150年以上の歴史が存在している<sup>(1)</sup>。そのため、パテントプールに関する競争政策の在り方や、競争法(独占禁止法)における法的問題に関して多くの議論がなされてきている。上述の通り、パテントプールは新しい仕組みではないが、近年、情報通信技術や生物情報技術分野など、特に互換性が必要な、高度化・複雑化された技術に関して、国際的に標準化が進んでいる。その標準化が行われる過程で、パテントプールが利用される場合が多く、再び注目されている。

パテントプールの第一義的な目的は、製品等を製造・販売する際の特許権の権利の関係をクリアにすることである。その一方で、多くのパテントプールでは複数の権利者がパテントプールを利用して、販売価格等の調整を行う、特定の事業者の活動を排除する等、競争を制限する目的にも利用出来るために、その目的でパテントプールを利用した場合には、独占禁止法(競争法)に違反する可能性もある。

なお、経済はグローバル化していることから、一つの製品は複数国で製造販売される事があり、また、その製造・販売にかかるライセンス契約も複数国に跨ることも多くあるために、各国の経済法上の問題となり得る。各国の経済法の中でも、特にEUにおける競争法は近年において注目されている。EUにおける競争法が注目される理由としては大きく2つ挙げられる。一つは、競争法違反の制裁金が非常に高額化している

ことである。

例えば、自動車ガラスのカルテル事件では、2008年11月に13.8億ユーロもの制裁金が課されている。また、インテルが支配的地位の濫用をした事件においては、2009年5月に10.6億ユーロもの制裁金が課されている。このように制裁金が高額化されている背景には、クルス委員が競争担当委員に就任し、急速に競争法の執行を活発化させた点と、競争政策を域内の貿易障壁の撤廃や公正な市場競争の確保のための重要なツールであると位置付けているためである。

もう一つの注目される理由としては、中国独占禁止法との関係である。中国独占禁止法は、2007年8月30日に制定され、2008年8月1日に施行された新しい法律である。中国独占禁止法は今後、日本の企業に対して適用される機会が多くなると考えられており、非常に重要な法律の一つであると考えられ、研究の深化が期待されるのだが、EUの競争当局は、中国での競争法の制定にあたっては草案作成段階からの協力を行っており、EUの競争法が最も重要なモデルにされているといわれている<sup>(2)</sup>。そのため、中国に於ける競争法の動向を知る上でも、EUの競争法であるEC条約を研究する事が重要となってくる。

そこで、本稿においては、ヨーロッパにおけるパテントプールの現状及び競争政策について考察を行い、今後の在り方を検討する。

## II. パテントプールの意義

### 1. パテントプールの定義

パテントプールの定義は諸説様々であり、固まった定義があるとは言い難い。日本の学説の一つには、「実施や許諾にかかる意志決定を共同で行うべきものとして複数の権利者から集められた特許の集合」<sup>(3)</sup>と定義している。また、別の学説では、「複数の特許権者が所有する特許をライセンス会社を通じて第三者に

(\*) 日本大学大学院法学研究科博士後期課程

(1) 1856年に米国でミシンに関するパテントプールが形成された Merges, Robert P., *Institutions for Intellectual Property Transactions: The Case of Patent Pools.*, University of California at Berkeley, 1999.

<http://www.law.berkeley.edu/institutes/bclt/pubs/merges/pools.pdf>, S.18 (24.Dec.2009 Accessed)

(2) 滝川敏明『日米EUの独禁法と競争政策』[第3版] 8頁(青林書院, 2006年)

(3) 和久井理子「技術標準化、パテントプールと独禁法」法学雑誌 49巻3号(2002年)436-437頁

一括ライセンスする仕組み<sup>(4)</sup>と定義している。この他にも、各国の規制当局(日本における「公正取引委員会」、米国における「連邦取引委員会(FTC)」と「司法省(DOJ)」及び欧州における「欧州委員会」を指す)又は特許庁においても、ガイドライン若しくは報告書においてパテントプールは定義がされている。

そこで、以下、日本・米国・欧州の規制当局又は特許庁におけるガイドライン等における定義を比較してみる。

日本の公正取引委員会は、ガイドラインにおいて、パテントプールとは「ある技術に権利を有する複数の者が、それぞれが有する権利又は当該権利についてライセンスをする権利を一定の企業体や組織体(その組織の形態には様々なものがあり、また、その組織を新たに設立する場合や既存の組織が利用される場合があり得る。)に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるもの」<sup>(5)</sup>としている。

また、米国の特許商標庁における報告書において、パテントプールとは「2以上の特許権者が他者もしくは第三者に特許をライセンスする合意」<sup>(6)</sup>としている。

一方、欧州委員会のガイドラインにおいては、パテントプールの定義はない。その代わりに技術プールについて定義がされている。技術プールであるので、権利化前の発明やノウハウが含まれるのだが、やはり、プールの中心的存在となるのは特許である。そのため、技術プールをパテントプールと比較をしても問題はないと考える。そこで、技術プールの定義を確認すると、技術プールとは「2以上の当事者が合意で当該プールに貢献する者のみに対してだけでなく第三者に対してもパッケージ化された技術を許諾する取り決めである」<sup>(7)</sup>とされている。

上記3地域間の規制当局又は特許庁のガイドライン等の定義による異同について検討を行うと、3つの地域の定義とも、大枠としては、複数の権利者が特許を(一括して)ライセンスを許諾する仕組みとしている点は共通している。しかし、日本の公正取引委員会のガ

イドラインにおける定義においては、「一定の企業体や組織体」が明記されているが、米国特許商標庁の報告書及び欧州委員会におけるガイドラインにおけるパテントプールの定義にはその様な組織体について明記されていない。また、欧州委員会の定義においては、「パッケージ化」に関して触れられているが、米国特許庁及び日本の公正取引委員会のガイドライン等においてはその様な記載がされておらず、その点に違いがある。

上記の点を踏まえてパテントプールについて検討すると、パテントプールを形成するにあたっては、特許を集積し、ライセンスをするに必要があり、その際にはパテントプールを管理する組織体が必要である。また、あくまでもプールであるために、集合体に過ぎない。そこで、以上を踏まえて定義を行うと、本稿におけるパテントプールとは、「複数の特許権者が、特許の実施許諾を行う組織体を用いて、集中管理する特許権の集合体」とする。

## 2. パテントプールの略歴<sup>(8)</sup>

世界で最初のパテントプールは、1856年に米国においてミシンに関するパテントプールが形成された。その背景としては、パテントプールが形成される前は、ミシンメーカーが互いに特許侵害訴訟を起こしていた。その結果、訴訟費用がかさみ、互いに疲弊した。そのため互いに訴訟リスクを減らし本業で競争をすることが目的として、パテントプールが形成された。その後、米国において1890年にシャーマン法(米国における重要な競争法の一つ)が制定された。その法律の制定当初は、特許は独占できる権利であるために、パテントプールは独占禁止法上問題にならないと考えられていたようである。

その理論を補強するかのように、1902年 *E. Bement & Sons v. National Harrow Company* 事件ににおいて、連邦最高裁判所において「一般原則として、米国特許法の下で特許権の利用及び売買(移転)は絶対的に自由である。特許法の目的は独占であり、若干の例外はあ

(4) 加藤恒「パテントプール概説」24頁(発明協会、2006年)

(5) 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針(平成一九年九月二八日公正取引委員会)

(6) A “patent pool” is an agreement between two or more patent owners to license one or more of their patents to one another or third parties. *PATENT POOLS: A SOLUTION TO THE PROBLEM OF ACCESS IN BIOTECHNOLOGY PATENTS?* United States Patent and Trademark Office December 5, 2000 S.4

(7) Technology pools are defined as arrangements whereby two or more parties assemble a package of technology which is licensed not only to contributors to the pool but also to third parties.

Guidelines on the application of Article 81 of the EC Treaty to technology transfer agreements (2004/C 101/02)

(8) Carlson, Steven C., *Patent Pools and the Antitrust Dilemma*, Yale Journal on Regulation, 16 (1999), 359-399. Merges, Robert P. (前掲報告書)、及び加藤恒(前掲書(2006)) 参考に作成

るが、原則としては、この財産権が本質として違法の状況でないのならば、特許権者が、製品の製造・使用・販売を課したとしても、裁判所によって認められる。契約の条件が独占もしくは価格を維持するものであっても違法にはならない。」と判決<sup>(9)</sup>が下され、パテントプールは競争法の規制の監視から免除されているものとされた。

しかしながら、特許権を隠れ蓑として、競争制限行為が多くなされて、その弊害が多くなってきた為に、競争当局におけるその態度は変化していった。1912年の *Standard Sanitary Mfg* 事件<sup>(10)</sup>では、連邦最高裁判所で、パテントプールは、価格の維持や、他の製造業者を排除することを目的とするカルテルであるとして、特許のライセンスも独占禁止法上の問題となるものが確立された。

1945年になると、パテントプールにおける行為が競争法(シャーマン法)違反と判断されるケースが出てきた。ガラス容器製造メーカーの *Hartford-Empire* が中心となりパテントプール会社を設立し、特許の実施許諾にあたり、使用分野制限、生産制限を課していた、その競争制限行為に対して、司法省がシャーマン法違反として差止めを請求し、連邦最高裁がそれを認めたのである<sup>(11)</sup>。

1970年になると、米司法省は“Nine No-Nos”<sup>(12)</sup>を公表し、以下の競争を阻害する知的財産のライセンス

ング行為は当然違法(per se illegal)と見なされていた。

しかしながら、1995年の知的財産ライセンスに関する反トラスト・ガイドライン<sup>(13)</sup>によって、競争を阻害する知的財産のライセンス行為であっても合理の原則(rule of reason)によって判断がされるようになった。

### 3. パテントプールが形成される背景

パテントプールが行われる背景には、パテントプールが研究開発面・収益性面において有利に働く可能性を持つ事業活動となっているからである。また、近年においては、標準化の手段としてパテントプールが用いられることが多い。そこで、どのような競争促進効果<sup>(14)</sup>について、権利者および利用者の立場で検討を行う。

#### (1) 権利者としての利点

##### ① 技術の標準化

パテントプールを形成することにより、当該分野における技術が集積される。そのために、技術を集約し、競争力を持つ標準化を推進することができる。

##### ② パテントプールによるライセンス収入の増加

パテントプールを行うと、特許ライセンスの単価は下がることになる。しかしながら、単価が下がった場合には、その技術を導入する者も増加する事から、合計としてのライセンス費用は増加し、結果としてライ

(9) *E. Bement & Sons v. National Harrow Company*, 186 U.S. 70, 91 (1902)

(10) *Standard Sanitary Mfg. Co. v. United States*, 226 U.S. 20 (1912)

(11) *Hartford Empire Co. v. U.S.*, 323 U.S. 386, 436-437 (1945).

(12) 行政ガイドラインが、司法省幹部のスピーチの形で流布されたとされている。詳細は Bruce B. Wilson, Deputy Assistant Attorney Gen., *Remarks before the Fourth New England Antitrust Conference, Patent and Know-How License Agreements: Field of Use, Territorial, Price and Quantity Restrictions* (Nov. 6, 1970). を参照。

(1) ライセンスの条件として非特許材料の購入制限

(2) アサインバックの強制

(3) 再販売価格等制限

(4) ライセンシーに対する特許範囲外の取引制限

(5) 特許権者に対する他のライセンス許諾制限

(6) パッケージライセンス

(7) ライセンシーの販売に関わらない特許使用料

(8) 特許権者によるライセンシーに対する製品販売価格等制限

(9) ライセンシーに対する特許製品の最低販売価格等制限

(13) THE U.S. DEPARTMENT OF JUSTICE AND THE FEDERAL TRADE COMMISSION, *ANTITRUST GUIDELINES FOR THE LICENSING OF INTELLECTUAL PROPERTY* (April 6, 1995)

(14) 土井教之「パテントプールと競争政策」*経済学論究* 63 卷 1 号 (2009 年) 84 頁以下において、競争促進効果を以下の通り分類をしている。

(1) 競争促進効果

① 全ての実施許諾を求める企業にイコールアクセスと非差別的な条件を与える

② 技術アクセスのスピードアップ

③ 補完的技術の統合

④ 一括手続き(ワンストップサービス)によるライセンス交渉における取引費用削減

⑤ 費用のかかる特許紛争の回避

⑥ 積上げ問題の回避

⑦ ブロッキング特許問題の回避

⑧ 競争法で競争制限となる、特許権者のホールドアップ戦略(特許待ち伏せ)、必須特許と非必須特許の抱き合わせなどの回避

⑨ 有用な技術情報の開示

⑩ プールに関連する技術は当該製品の基本技術領域に限定し、企業の独自の差別化・革新を行う競争領域(応用技術)をカバーしていない場合、プールを通して競争領域での競争が促進される。その結果、製品市場での競争が維持・促進される。

センス収入を増加させることが出来るようになる。

### ③ 関連技術情報の集積

当該分野の特許を集積しているため、技術情報に関して集まりやすい状況になっている。また、パテントプールを利用して改良特許が創作された場合において、その創作された特許がパテントプールの核心となる技術であった場合には、その特許をパテントプールに入れることができ、よりそのパテントプールを良いものにする事ができる。

## (2) 利用者としての利点

### ① 一括交渉による取引費用削減(複数の特許権者のサーチ費用、交渉及びライセンス費用の一定化)

まず、当該技術(製品・サービス)分野における特許権者がまとまっているために、特許権者を探す手間が大幅に省けることになる。また、複数の権利者と交渉をするところを1カ所で済むために交渉の労力が大幅に減ることになる。複数の権利を一括してライセンスを受ける事になるので、1件あたりのライセンス費用が低額に抑えられる。

### ② パテントプール内での特許紛争の回避

当然ながら、パテントプール内においては相互にライセンスがなされている状況であり、実施する権原を有しているため、特許侵害にあたらずパテントプールの範囲内において、特許侵害事件がなくなる。

### ③ RAND ライセンスによるライセンス

知的財産のライセンスをする際には、競争法上の問題を検討しなければならない。明らかに競争法違反である場合には、そのデメリットは多いために、なるべく回避をする必要がある。そのため、権利者の多くは、RAND(Reasonable and Non Discriminatory)(妥当で公正)なライセンスを設定しているために、ライセンシーの多くはRAND条件による受ける事ができるよ

うになる。

以上のように非常に多くの利点があり、パテントプールは現在に続くまで至っている。

## Ⅲ. パテントプールの競争法上の問題

パテントプールには、競争の促進的効果があるが、一方において競争制限効果<sup>(15)</sup>が認められる。また、競争制限的以外にもデメリットが存在する。そこでパテントプールの競争法上の問題およびそれに関連する問題を検討する。

### 1. パテントプールにおける競争法上の問題

EC条約において、競争法に関する規定は、81条(競争阻害行為の禁止)及び、82条(支配的地位の濫用)である。

#### (1) EC条約81条

81条の規定は、1項において競争阻害行為を禁止する行為を規定しており、2項においては、その協定が81条の規定に違反した場合には、その協定は当然無効とされる。3項においては、81条の協定の適用除外を定めている。

##### ① 81条1項

81条1項柱書<sup>(16)</sup>において「構成国間の取引に影響を及ぼすおそれがあり、かつ、共同市場内の競争の妨害、制限または歪曲を目的とする、若しくは、それらが結果として生ずる、企業間の全ての協定、決定及び全ての協調的行為は共同市場(common market)に矛盾するとされて禁止される。」とされている。従って、競争制限の可能性が高い、水平的協定は当然のこと、垂直的協定も競争制限行為に含まれることになる。

この条文からは、パテントプールそのものは、原則

(15) 土井教之(2009)の中では、競争制限効果に関して以下の通り分類をしている。  
競争制限効果

① プールに参加する特許権者を制限する(共同の締め出し)

② ライセンサー間の水平的な調整が共謀として機能する。特に、代替的な技術の特許をプールする場合、あるいは競争上重要な情報を交換する場合、この可能性が大きい。

③ 標準の実施者に非必須特許、非特許技術、製品なども抱き合わせて取得することを強制する(「特許の抱き合わせ(patent tying)」)。また、標準化作業の途中では、関連する必須特許の保有を隠し、標準が決定した後でその保有を公表し、当該標準の実施者に高いロイヤリティを要求するという、「特許待ち伏せ戦略(patent ambush)」を行うこともできる。これらは略奪的なRRC(ライバルの費用を引き上げさせる)戦略の1つである。

④ ライセンシーは、当該プールの特許と競合する、プール非参加者の特許を取得できない

⑤ プールの技術を取り込んだ製品市場で競争制限を行う

⑥ 他の製品・技術にも不可欠である当該プールの特許をプール外で利用することを制限する

⑦ プールないしライセンサーが、ライセンシーによる代替技術の開発を妨げる

⑧ ライセンシーは、当該プールの特許・技術に関与してしまっているために、その代替技術(既存の標準技術、次世代の標準技術)を開発する誘因をもたない。

(16) Article 81

1. The following shall be prohibited as incompatible with the common market: all agreements between undertakings, decisions by associations of undertakings and concerted practices which may affect trade between Member States and which have as their object or effect the prevention, restriction or distortion of competition within the common market, and in particular those which:

的に 81 条違反に該当する。パテントプールは、「複数の特許権者が、特許の実施許諾を行う組織体を用いて、集中管理される特許権の集合体」であるので、企業間の協定に該当し、また、EU の取引において影響を与えている。そのために水平的協定と見ることができる。

## ② 81 条 2 項

81 条 2 項においては、81 条の規定に基づき禁止されるいかなる協定は、当然無効とすると規定がされている。なお、この規定に基づく当然無効となる範囲は、その協定の全ての規定が無効になる訳ではなく、その協定の中でも、特に競争を制限する目的または効果を有する規定<sup>(17)</sup>のみが無効になるとされている。

## ③ 81 条 3 項

81 条 3 項の規定は、適用除外規定である。パテントプールについてみると、上述の通り、原則的に 81 条に該当することになる。しかしながら、全てのパテントプールが競争制限を目的として行われているわけではなく、また、競争促進の効果を持つ可能性が高い。反対にパテントプールが認められない場合には、ライセンスに係るコストが上昇する可能性が高く、その結果として製品の価格に転嫁される恐れがあり、需要者にとっても悪影響を与えかねない。そのため、そのような弊害を取り除くべく、81 条 3 項において適用除外規定が存在する。3 号における適用除外は、製品の生産若しくは分配の改善または技術的若しくは経済的進歩に寄与すると共にその結果生ずる利益が、公正に、需要者に対して平等に利益を得ることとする事を確保するものであった場合には認められる。81 条の 3 項が適用される条件について検討を行うと以下の (a)、(b)、(c)、(d) の全てに該当する必要がある。

- (a) 協定が生産または配分の改善あるいは技術的・経済的進歩の促進に寄与すること。
- (b) 利用者は、協定の結果生じる利益を公正にうけなければならない。
- (c) 協定による制限が、これらの目的を達成に欠くことの出来ない物でなければならない。
- (d) 協定は、当該製品の実質的分野において、当事者らに競争を排除する可能性を与える物であって

はならない。

なお、(a) を立証するに当たっては、競争を制限することによって得られる利点 (Efficiency gains) を証明する必要があるとされている<sup>(18)</sup>。

以前においては、81 条 3 項を適用するに当たり、その協定について適用除外に該当するか否かを欧州委員会に申請をする必要があった。個別免除の判断は、欧州委員会の専権事項であった。しかし、現在においては処理件数が膨大となり、欧州委員会が処理しきれなくなったために、構成国の当局および裁判所もこの規定を適用することができるようになった。しかし、この規定だけではなく、欧州委員会は一定の条件の下に適用除外がみとめられる、「一括適用除外 (Group exemption)」規則を制定している。

## (2) 一括適用除外規則

一括適用除外規則は、その規則に該当する協調行為に対して、一定の条件の下に、企業からの届け出を受けることなく適用除外を認めるものである。一括適用除外は、単に適用除外事項を列挙するだけではなく、特定の種類の協調について許容する行為、禁止する行為、審査によって検討する行為を規定していた。また、参加企業市場シェア、適用除外期間などについても詳細な条件を設けている。

従って 81 条違反にならないように適用除外規則に沿った内容の契約が多くなされていた。

パテントプールに関連がありそうな一括適用規則として、「技術移転協定一括適用除外規則」<sup>(19)</sup> が挙げられる。しかしながら、「技術移転協定一括適用除外規則」に関しては、一括適用除外規則は二者間契約にのみ適用されると規定されている為に、パテントプールは該当しない。但し、一括適用除外規則に該当しなくても、シェア合計 20% 未満の競争者間契約、若しくは、シェア各 30% 未満の非競争者間契約は、ハードコア制限条項を含まないかぎり、81 条 3 項該当と推定される。

(17) 岡村堯「ヨーロッパ競争法」199 頁(三省堂、2007 年)

(18) 競争を制限することによって得られる利点 (Efficiency gains) として証明されるべき項目としては以下のものが挙げられている。

- ・証明されるべき利点の性質
- ・その協定と利点との因果関係
- ・求められる各利点の可能性とその程度
- ・求められる各利点がどの程度及び、いつ達成されるか
- ・利点達成において生じる費用

(19) Transfer of Technology Block Exemption Regulation, Commission Regulation 240/96

### (3) EC条約 82条

82条<sup>(20)</sup>では支配的地位の濫用の禁止が規定されている。この「支配的地位の濫用」は、日本の独禁法における「優越的地位の濫用」とは大きく異なるものである。日本の独禁法における「優越的地位」は、自己の取引上の地位が相手方に優越していることであるが、EC条約 82条における、市場支配的地位とは、「事業者が、競争者、顧客、及び最終的には消費者から、相当程度独立して行動する力を与えられることによって、関連市場における有効競争の維持を阻止することを可能にする経済力を有する地位」とされている<sup>(21)</sup>。

その為に、取引先より相対的に優越していたとしても、市場において有効競争の維持を阻止することを可能にする経済力を有していない場合には適用されない。また、EC条約 82条の具体例としては、①不公正な価格又は取引条件を直接または間接的に課すこと、②需要者に不利となる生産・販路・技術開発の制限を制限すること、③取引の相手方に対する差別的扱いによる損失をあたえること、④抱き合わせの契約が挙げられており、日本の独禁法の不公正な取引方法の一部に該当している。

### (4) 競争法違法行為に対する措置

#### ① 欧州委員会

欧州委員会は EC条約 81条・82条に違反する行為があった場合に、正式決定として、最終決定(final decision)を発し、排除措置を命じ(cease and desist order)、及び、制裁金(fine)を命じることができる(規則 3条 1項、規則 15条)。

更に欧州委員会は、緊急停止命令(interim order)、及び履行強制金を課す決定を発することができる。

#### ② 裁判所

欧州裁判所は、EC委員会の決定を不服とする取消し訴訟について判断をすることと、EC条約の解釈が加盟国裁判所における事件の審理において先決問題になっている場合にその解釈を行うことを目的として、第一審裁判所(the Court of the First Instance)と第二審裁判所である欧州司法裁判所(European Court of Justice)からなる。

EC条約上、加盟国裁判所は欧州委員会、欧州裁判所から独立して権限行使することができる。競争法違

反事件において、損害を受けた者は加盟国裁判所に損害賠償請求訴訟を提起することができる。

## 2. パテントプールにおける競争制限の具体例

パテントプールにおける競争法上の問題を検討行くと、大きく二つの段階で競争法違反となる場合が存在する。以下、EC条約のどの条文に該当するか検討を行う。

### (1) 開発における競争制限の問題

- ① 相互に合理的な理由なく競合する規格を開発することを制限する又は競合する規格を採用した製品の開発・生産等の禁止
- ② 相互に製品開発競争を回避することを目的として、製品の仕様・性能等を共通化
- ③ 不当に、特定の事業者の技術提案が採用されることを阻止する又は規格が技術改良の成果を踏まえた内容に改定されることの阻止
- ④ アサインバック条項
- ⑤ グラントバック条項
- ⑥ 無効の蓋然性のある特許の混入

上記の①乃至③の条項については、パテントプールを利用した水平的協定の一種である。そのため、81条 1項に該当することになる。パテントプールを利用して、競争者と協定を結んでいるに過ぎない。④アサインバック条項(パテントプールでライセンスされた特許権を利用して創作された特許権をパテントプールに譲渡する条項)・⑤グラントバック条項(パテントプールでライセンスされた特許権を利用して創作された特許権をパテントプールにライセンスする条項)は、パテントプールを形成する上で、重要な問題となる。パテントプールは核となる特許をプールしているのだが、パテントプールの技術を用いて新規に技術開発を行い、その結果として、パテントプールの核となる特許が創作される場合がある。その場合において、その特許をパテントプールに入れられない場合には、パテントプール参加者の大きな不利益となる。その為に、条件付きでのアサインバック及びグラントバック条項は認められるべきである。しかしながら、そのパテントプールの核となる技術に該当しない特許までアサイン

(20) Article 82

Any abuse by one or more undertakings of a dominant position within the common market or in a substantial part of it shall be prohibited as incompatible with the common market in so far as it may affect trade between Member States.

Such abuse may, in particular, consist in:

(21) ユナイテッド・ブランド社対チキータ・バナナ事件 C-27/76 United Brands Continental BV v. Commission (1978) ECR 207

バック及びグラントバック条項を認めると、取引の相手方に対して不利益をあたえるおそれがある為に、82条に該当する可能性がある。⑥について、特許権は当然ながら無効になる蓋然性がある。しかしながら、その無効になることを認識した上でパテントプールに入っていた場合には、「不要」な特許が抱き合わされているために、81条違反に該当しうる。

## (2) ライセンスにおける競争制限問題

- ① プール形成による新規参入の阻止
- ② 必須特許ではない特許権、無効の蓋然性のある特許の抱き合わせ
- ③ 競争企業による技術の価値を比べて明らかに過大なランニングロイヤリティ
- ④ パテントプールの技術の用途制限を行い、また、ライセンサーがライセンスを受けた用途以外での生産を減少させる行為
- ⑤ 相互にランニングロイヤリティを課すクロスライセンス契約を使って製品市場での価格を調整する行為

①の条項に関しては、水平的協定であり、特に対象技術が産業の事実上の標準となっている場合に第三者にライセンスをしない取決めは、新規参入を阻害している競争制限的行為であるので、81条違反になると考えられる。また、②には、82条違反行為の典型的行為であるので、市場支配的地位の濫用として規制されることになる。また、③は技術の価値に対して過大なランニングロイヤリティを課す行為は、第一に不公正な価格又は取引条件を直接または間接的に課すこととなり、82条違反に該当する可能性がある。また、過大なランニングロイヤリティを課すことで、新規参入を制限する場合には、81条違反の可能性もある。④は典型的な82条違反行為である。需要者に不利となる生産・販路・技術開発の制限を制限することは82条違反行為に該当する可能性がある。⑤の行為は、製品市場での価格を調整する行為であるので、価格カルテルに該当する可能性があり、81条違反となると考えられる。

## (3) アウトサイダーによる競争制限問題

ここでいうアウトサイダーとは、当該のパテントプールの必須特許を保有しながらパテントプールに参加しない特許権者を指す。パテントプールの参加者は、参加者同士で相互にライセンスを行っている状況なので、パテントプール内の特許によって差止がされるこ

とはない。しかし、アウトサイダーがそのパテントプールに対する必須特許を持っていた場合に権原のない者がその特許を実施する場合は、アウトサイダーの権利を侵害することになる。その際にアウトサイダーがパテントプールに関する製品を製造販売等の実施行為をしない場合には、相手方から侵害訴訟を起こされる事は無いため、アウトサイダーは高額のライセンス費用を請求する等の行為をすることができる。この場合においては、市場支配的地位の濫用に該当する可能性がある。なお、2007年8月に、欧州委員会はRambus社が特許の待ち伏せを行っているとして、市場支配的地位の濫用を行っているとして、Rambus社に対して異議告知書を送付した。

## 3. パテントプールにおける具体的事例分析

欧州において、パテントプールの形成による競争法違反行為とされた判例を見いだすことができなかった。しかしながら、日本及び米国においては、パテントプールに関する判例があり、その事例を具体的判例に関して概観する。

### (1) 日本における事例(パチスロ事件)<sup>(22)</sup>

#### ① 事件の概要

スロットマシンに関する特許権を有する原告が、被告に対し、被告の製造・販売する製品は原告の特許権の技術的範囲に属し、同特許権を侵害すると主張して、損害賠償の支払を求めていた。その事件において、独占禁止法に関する判断を下しているのが、東京地裁の判断について一部を抜粋して紹介する。なお、裁判自体は請求が棄却された。

#### ② 裁判所の判断

「本件パテントプールにおいては、特許権等を有する製造業者5社などが、その保有する特許権等を、被告補助参加人に管理委託し、被告補助参加人が、日電協の組合員20社(平成7年度契約及び平成8年度契約。平成6年度契約では21社であるが、いずれにせよ国内のパチスロ機製造業者のほとんどである。)に実施許諾している。

パチスロ機業界において、平成9年3月31日までに、被告補助参加人に対し13社の新規参入希望者があったが、そのほとんどが被告補助参加人から再実施許諾を受けることができなかった。平成6年度契約から平成8年度契約の契約期間3年間において、被告補助参加人から新たに再実施許諾を受けることができるよ

(22) 平成14(ネ)4085東京高裁判決(平成15年6月4日)

うになったパチスロ機製造業者は、外国企業2社と日本企業1社のみであった。

一方で、本件パテントプールにおいては、日電協及び被告補助参加人は、いずれも、組合員が製品を製造販売する上で、その数量や型式を制限するなどの規制を一切設けていない。また、パチスロ機業界においても新規参入が難しい状況にあったことは認められるものの、日電協や被告補助参加人において、新規参入の防止を何らかの方針として掲げ、この方針を確認したようなこともない。

さらに、本件パテントプールにおいては、その対象となる特許権等は、原告のような保有者が有するすべての特許権等ではないというべきである。特許権等の保有者は、自己の有するすべての特許権等を当然に被告補助参加人に参加しているパチスロ機製造業者に使用させなければならないのではなく、被告補助参加人に対して実施許諾する特許権等を自己の意思で選択することができるのであるから、パチスロ機製造に必要な特許がすべて被告補助参加人により管理されているわけではない。

以上によれば、平成8年度契約の下における本件パテントプールは、競争制限的な内部の規制は存せず、かつその管理する特許権等は、パチスロ機の製造に不可欠な特許権等を網羅しているとはいえないし、特許権等の保有者もすべての権利を拠出しているわけではない。したがって、これらを全体として見れば、拘束の度合いは弱く、独禁法3条に定める私的独占、あるいは不当な取引制限、19条に定める不公正な取引方法に当たるとまでは認められない。」と判断した。

(2) 米国における事例 (*PRINCO CORPORATION and PRINCO AMERICA CORPORATION, Appellants, v. INTERNATIONAL TRADE COMMISSION, Appellee, and U.S. PHILIPS CORPORATION, Intervenor* 事件)<sup>(23)</sup> (特許の抱き合わせ事件)

#### ① 事件の概要

特許のパッケージライセンスが抱き合わせ行為として、独占禁止法に違反しているか否かが争われた事件である。フィリップス、ソニー、太陽誘電、リコーはCD-RとCD-RWの特許をプールしていた。

当初、フィリップスはPrincoに対して、CD-Rに関するパッケージライセンスを、Princo等に与えて

いた。しかし、Princo等は不要な特許が含まれているとして、フィリップスに対して不要な特許を除いて契約をするように求めた。しかし、フィリップスはあくまでもパッケージのみのライセンスのみを認めるとして、同意をしなかった。その為にPrincoはフィリップスに対してロイヤルティの支払いを停止した。Princoはロイヤルティを支払わずにフィリップスの特許権を実施する製品を輸入した。そのためにフィリップスはPrincoをUnited States International Trade Commission (以下「ITC」とする。)に訴え、それに対してPrincoはフィリップスが特許の権利濫用をしているとして主張して争ったのだが、フィリップスのパッケージしたライセンスは違法な抱き合わせではないと判断したITCの判断に対してPrincoが訴えた事件である。

#### ② 争点

特許権の権利の濫用に当たるかどうかを判断するに際して

a) パッケージライセンスに特許権濫用となる違法な抱き合わせがあるか否か

b) フィリップスとソニーの間で反競争的な合意があったか否かが問題となった。

a) に関して、SONYの特許がパッケージに含まれているが、その特許が標準化技術を実施するために重要な技術か否かが問題となった。

#### ③ 判断

a) に関して

CAFCは、客観的に見てパッケージライセンスが行使された時点においてソニーの特許が標準化規格に準拠するために重要となると考えられていたとされるならば、ソニーの特許は標準化の規格に従うために重要であると見なせるとした。

つまり、実際に抱き合わせ特許がある技術を実施するために重要ではないということが後に明らかになっても、抱き合わせが違法でないとする判断に影響は及ぼさないということである。

CAFCは本判決において、パッケージライセンスが行使された時点において、ソニーの特許が標準規格に準拠するために重要でないとされる立証がなされなかったためにフィリップスのパッケージライセンスを違法な抱き合わせとはされなかった。

(23) United States Court of Appeals for the Federal Circuit 2007-1386  
PRINCO CORPORATION and PRINCO AMERICA CORPORATION, Appellants, v.  
INTERNATIONAL TRADE COMMISSION, Appellee, and U.S. PHILIPS CORPORATION, Intervenor.



b)に関して

CAFCは、将来生じうる裁判など不確定な要素を未然に避けるために重要であったとしても、競合者に競合製品を作らせないようにする同意があった場合には独占禁止法違反は免れられないとした。

そのため、標準規格に準拠する製品を作るためだけにソニーの特許の使用を許可するというソニーとフィリップスとの間での合意が焦点となった。

CAFCは、もしフィリップスの特許とソニーの特許が競合する技術であって、ソニーの特許が「商業的に実用的であった」ならば、フィリップスとソニーの同意は独占禁止法違反と見なされるとした。

CAFCは同意によって抑制されたとされる特許技術が「実際に」商業的に実用的であったということを示すのは困難であるとして、特許の濫用を示すために「実際に」商業的に実用的であったとする証明の必要性はないとした。

しかし、抑制された技術が商業的に実用的となる「可能性」があったかどうかを示すことによって特許権濫用を見いだせるか否かについて、検討されていないとした。CAFCは、ソニーの特許が標準規格製品の実的な代替製品となる可能性があったか否かという点と、フィリップスとソニーが競合する製品を作ることができるようにソニーの特許をライセンスしないように同意していたかについてITCが判断しなかったとして、ITCの判決を無効として差し戻した。

#### IV. 欧州委員会におけるパテントプールの審査例について

現在までにおいて、パテントプールが直接競争法違反とされた裁判例は見あたらない。しかしながら、欧州委員会はパテントプールが形成された際に、事前にEC条約違反か否かについて判断を行ってきた。以下、年次を追って概略を説明する。

##### 1. MPEG2 (IP/98/1155, 18 December 1998)

デジタル動画圧縮の基本技術のライセンスプログラムを欧州委員会がEC条約に違反しないと認めた事例である。このパテントプールは単一の非排他的であり、そしてMPEG-LA(ライセンス機関)によって管理されている。さらに特許権者はパテントプールの外にライセンスすることも出来るとされている。

##### 2. DVD 標準 (IP/00/1135, 9 October 2000)

DVD(Digital Versatile Disc)標準の特許ライセンスプログラムを欧州委員会がEC条約に違反しないと認めた事例である。なお、DVD標準のパテントプールには、DVD技術のアプリケーションも含まれている。欧州委員会は、東芝によって管理される単一で、非排他的のライセンスプログラムを同意した。欧州委員会は、パテントプールが技術および経済を促進させることを認め、また、不必要なもしくは特別な競争の制限を含んでいない事を認めた。その結果としてパテントプールは消費者に利益になる効果があると考えられ適用除外を受けた。

##### 3. 第三世代携帯電話サービス (IP/02/1651, 12 November 2002)

第三世代携帯電話サービスの特許ライセンスのクリアランスについてである。欧州委員会は、第三世代携帯電話のパテントプールが消費者にとって、技術を促進し、競争を歪ませないものとして、81条3項による保証を与えた事例である。なお、条件としては、潜在的に競争関係にある第三世代携帯電話サービスの必須特許間の競争を維持するため、5つの別のスキームを作ることが要求された。

##### 4. Philips/Sony CD ライセンスプログラム (IP/03/1152, 7th August 2003)

複数のCDディスク仕様について、ソニーとフィリップスとの間で行われた共同ライセンスに係る合意について、81条と82条に違反するとの申立が行われた。フィリップス等は、それを回避すべく、委員会の要求に従って合意が変更された。その合意においては、①それぞれ独自にライセンスすることができることが明記されていた。②ライセンシーにはどの仕様を採用するかについてオプションが与えられ、それぞれの仕様について必須特許がリストアップされることとされた。③必須性については、独立の専門家により審査が行われ、必須でないとされれば、リストから除外されることとなった。④ライセンシーは継続してその特許を実施できるが、契約はこれに合わせて調整されることとなっていた。⑤ロイヤルティ支払義務は、ライセンスの地理的範囲と期間に対応する形で明らかにされた。そして、このライセンスプログラムや必須特許の詳細が、ウェブサイト上で公表されることとなったこともあり、委員会は81条3項(適用除外規程)に該当するものとした。

## V. EUにおけるパテントプールの現状

パテントプールは一般的には情報通信技術の分野のものが多い。その理由として、通信分野においては、規格の標準化が必須であり、標準化がされる際にパテントプールが利用されるので、多々パテントプールが形成されている。

しかし、近年においては情報通信技術以外の分野においてもパテントプールが形成される場合がある。そこで、以下においては、EUにおけるパテントプールの現状を概説する。

### 1. DVB-H(Digital Video Broadcasting-Handheld) (モバイルテレビ端末)に関するパテントプール

このパテントプールは、従来から多く存在する情報通信技術の分野の技術標準のひとつであり、また、パテントプールでもある。このパテントプールは、欧州におけるデジタル放送の標準化団体が行っており、その構成メンバーとして、France Telecom(フランス)、LG Electronics(韓国)、Nokia(フィンランド)、Samsung Electronics(韓国)、らが中心としてパテントプールが形成されている。なお、パテントプールの管理会社はイタリアのSISVELであり、欧州委員会が公的な標準として認めている。携帯端末1台当たりの0.6ユーロ以下とされている。

### 2. LTE(Long Term Evolution)パテントプール

LET(Long Term Evolution)は、新たな携帯電話の通信規格である。この規格もまた、情報通信技術によるパテントプールの一つである。世界中で使える高速通信可能で低遅延な携帯電話を低価格の特許で実現すべく進められている。

### 3. エイズ治療薬に関するパテントプール

パテントプールは情報通信技術の分野で多く行われており、化学の分野においてはあまり行われてこなかった。その理由として挙げられるのは、情報通信技術の分野においては、一つの製品・サービスを製造等に当たっては、多くの特許権が使われることになり、互いにライセンスを結ばなかったら他者の特許権

を侵害する可能性が高いが、化学の分野、特に製薬の分野においては、一つの製品に対し、少数の特許が使われることになる。そのため、パテントプールを組織する必要性はあまりない。しかしながら、今回形成されたエイズ治療薬のパテントプールは公益目的のためにUNITAID(国際医薬品購入機関)が中心となり、エイズ治療薬のパテントプールが形成された<sup>(24)</sup>。このパテントプールの目的は、通常だったら特許権が切れるまでジェネリックの治療薬を作る事はできないのだが、パテントプールによって、ライセンスを受けることができるようになり、安くエイズ治療薬を製造できるように、公益目的でパテントプールの形成が図られた。

パテントプールの中心メンバーとなるのは、Gilead Sciences(California, 米国)、Tibotec(Antwerp Area, ベルギー)、Merck(Darmstadt, ドイツ)等の9社である。現在までのところ、公益目的であるので、適用除外規定が使われる等の判断はされていないように見える。しかしながら、今後はこのように公益目的のパテントプールが多く形成されることが予想される。また、それに対応をして、適用除外規定が形成される可能性もある。

## VI. 終わりに

これまで、欧州におけるパテントプールの現状および競争政策について概説をしてきた。標準化活動については紙面の都合上あまり触れなかったが、近年、標準化活動が注目を浴びることが多くなってきており、標準化の形成の過程で、パテントプールが形成され、当該プールを通じて、規格を採用した製品の開発・生産に必要な特許を一括してライセンスする枠組が利用されるようになってきている。

近年において、パテントプールに大きな変革があったことに注目する必要がある。標準化活動に関しては、従来から行われて来たことであり、それによって、パテントプールも多く形成されてきた。今後もパテントプールが形成される主な理由となり得る。大きな転換点としては、医薬品の分野でパテントプールが形成されたことである。医薬品は一般の工業製品と異なり、一つの特許が非常に重要視されている。そのために、複数の者がライセンスを受ける事を前提とされな

(24) 2009年12月14日付けで設立がされて、2010年月中旬を目処に始動することが予定されている。UNITAID, <http://www.unitaid.eu/en/20091215237/News/UNITAID-APPROVES-PATENT-POOL.html> (24.Dec.2009 Accessed)

めに、パテントプールを形成するメリットはあまりなく作られなかった。また、医薬品の研究開発には、膨大なお金がかかるために、なるべく多くの利益を回収する必要性があり、広く浅くライセンス費用を回収するパテントプールとは親和性が薄かった。しかしながら、エイズ治療薬のように、国際的な重要な問題でかつ、膨大な数の人間が必要とする薬は、公共目的として国際機関を通じてパテントプールが今後も形成される可能性がある。その手始めとして、エイズ治療薬に関するパテントプール形成された。ただし、企業のボランタリー精神に求める部分も多いために、今後は続かない可能性もある。従って、今後も公共を目的とするパテントプールを発展させるためにも、今回の事例を注目し研究する必要がある。なお、今回はエイズの問題で、日本の企業は直接関係無かったが、このように国際機関が要請して、人道的な目的から形成されるパテントプールの事例は増加する可能性がある。

かかる場合には、各国の競争当局は、目的の範囲内において、競争法上の問題を適用除外の要件を緩和すべきである。なお、今回は日本の企業にとっては関係のない事例であったが、今後は、国際機関より日本の研究が優位にある、環境技術に関するパテントプールの形成を要請される可能性もある。その一方で、国際機関や大国が圧力をかけて、公共目的とするパテントプールの形成を要請するのは出来る限り自粛をすべきである。

パテントプールが形成されて、誰でも特許発明を実施出来ることとなった場合には、研究開発のインセンティブを失わせる結果になり、イノベーションを減少させる原因にもなりかねない。その為に、公共目的とするパテントプールを今後形成する場合には、十分に検討を行った上で迅速に形成する必要がある。

今回は欧州におけるパテントプールを中心に状況を概観してきたが、パテントプールに限らず、EC条約の研究は益々重要になるであろう。もちろん、経済圏として大きいという理由はあるのだが、それ以上に、中国との関係が注目される。中国独占禁止法は2008年8月1日から施行がなされているのだが、EU競争法に近い構成がなされていると言われている。従って、EU競争法の仕組みを理解していることで、中国において独占禁止法をより理解しやすくなるものと考えられる。今後においてもパテントプールの問題はつきないであろうから、今後もパテントプールに関して注視して研究していきたい。